

【表紙】

【発行登録番号】 29 - 投法人1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年4月4日

【発行者名】 日本リテールファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 難波 修一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
執行役員リテール本部長 荒木 慶太

【電話番号】 03-5293-7081

【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 日本リテールファンド投資法人

【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成29年4月12日）から2年を経過する日（平成31年4月11日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額100,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(1)【銘柄】

未定

(2)【投資法人債券の形態等】

未定

(3)【引受け等の概要】

未定

(4)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

未定

(5)【振替機関に関する事項】

未定

(6)【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成13年10月18日

登録番号 関東財務局長第8号

(7)【手取金の使途】

本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、改修工事資金、借入金の借換資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、運転資金等に充当します。

(8)【その他】

未定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第29期（自平成28年3月1日 至平成28年8月31日）

平成28年11月28日関東財務局長に提出

計算期間 第30期（自平成28年9月1日 至平成29年2月28日）

平成29年5月31日までに関東財務局長に提出予定

計算期間 第31期（自平成29年3月1日 至平成29年8月31日）

平成29年11月30日までに関東財務局長に提出予定

計算期間 第32期（自平成29年9月1日 至平成30年2月28日）

平成30年5月31日までに関東財務局長に提出予定

計算期間 第33期（自平成30年3月1日 至平成30年8月31日）

平成30年11月30日までに関東財務局長に提出予定

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成29年4月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を平成29年2月27日に関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の臨時報告書の訂正報告書）を平成29年3月7日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の臨時報告書の訂正報告書）を平成29年3月15日に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

日本リテールファンド投資法人 本店
（東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）